（前のページより続き）

○阿寒国立公園に関するオンネトー湯の滝生態系維持回復事業計画の策定に係る件（同三四）　吾三九
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号ハの規定に基づき、次の区域を指定する件（同三五）
○土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件の一部を改正する件（同三六）　吾四〇

〔官庁報告〕

官庁事項
内閣衛星情報センター組織規則の一部を改正する規則（内閣）　吾四〇
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示四）
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の二第一項及び人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第十七条の規定に基づき、平成二年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（同五）
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の三第一項及び第四条の四第一項の規定に基づき、平成四年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件（同六）　吾四一
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十七条の四第二項第二号並びに人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第三十三条の二第一項及び第二項並びに第三十三条の十一の規定に基づき、平成四年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（同七）
人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第十八条第一項の規定に基づき、平成八年人事院公示第一一号の一部改正に関し、決定した件（同八）
平成二十九年度塩需給見通しの公表について（財務省）　吾四二
平成二十九年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画（農林水産省）

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（平成二十八年度平成二十九年一月分）（財務省）　吾四三

本号で公布された法令のあらまし

◇アルコール健康障害対策基本法の一部の施行期日を定める政令（政令第六五号）（内閣府本府）

アルコール健康障害対策基本法（平成二五年法律第一〇九号）附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二九年四月一日とすることとした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第六六号）（内閣官房）

1　平成二九年度における行政機関の事務及び事業に関する予定計画に鑑み、内閣府及び各省等の定員を改正することとした。

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第六七号）（内閣官房）

1　内閣審議官の定数を六五人とすることとした。（第六条第三項関係）

2　平成二九年三月三一日まで置かれる内閣審議官一人の存置期限を平成三四年三月三一日まで延長することとした。（附則第二項関係）

3　平成二九年九月三〇日まで置かれる内閣審議官一人及び内閣参事官一人の存置期限を郵政民営化法（平成一七年法律第九七号）第八条に規定する移行期間の末日まで延長することとした。（附則第三項及び第五項関係）

4　この政令は平成二九年四月一日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第六八号）（内閣府本府）

1　大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官一人を置くこととした。（第八条第一項及び第四項関係）

2　大臣官房に置かれる審議官の定数を改めることとした。（第八条第八項関係）

3　大臣官房に置かれるサイバーセキュリティ・情報化参事官を廃止することとした。（第九条第二項及び第四項関係）

4　大臣官房及び本府に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第九条第四項及び第二〇条関係）

5　総合海洋政策推進事務局の組織に関し必要な事項を定めることとした。（第五一条及び第五二条関係）

6　その他所要の規定の整備を行うこととした。

7　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（政令第六九号）（公正取引委員会）

1　事務総局の官房に置かれる参事官のうち一人の設置期間を平成三三年三月三一日までとすることとした。（附則第四条関係）

2　事務総局に置かれる審判官の定数を五人から四人に改めることとした。（附則第七条関係）

3　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（政令第七〇号）（個人情報保護委員会）

1　個人情報保護委員会事務局に次長一人を置くこととした。（本則関係）

2　個人情報保護委員会事務局に置かれる参事官を三人とすることとした。（本則関係）

3　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第七一号）（金融庁）

1　総務企画局に置かれる参事官のうち一人の設置期間を平成二九年六月三〇日までに改めることとした。（附則第五条関係）

2　監督局銀行第二課の設置期間の特例を廃止することとした。（附則第六条関係）

3　証券取引等監視委員会事務局次長の設置期間の特例を廃止することとした。（附則第八条関係）

4　その他所要の改正を行うこととした。

5　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。